

パブリック・コメント手続（意見募集）

横須賀中央エリア再生促進特別減税条例  
の改正について

意見募集期間

令和元年（2019年）

11月12日（火）～12月2日（月）

お問い合わせ先：文化スポーツ観光部商業振興課

電話 046-822-8543（直通）

横 須 賀 市

## パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

## ◆横須賀中央エリア再生促進特別減税条例の改正について

### 1 条例の概要

「横須賀中央エリア再生促進特別減税条例」（以下「本条例」といいます。）は、本市の産業振興上、特に重要である横須賀中央エリア（横須賀中央駅周辺の一体の市街地）において、市街地再開発や建替え等による老朽化した建築物の更新等に対して支援を行うことで、来訪者等の安全と安心を確保するとともに、商業、業務等の集積を促進することで、本市経済の活性化に寄与することを目的としています。

#### 横須賀中央エリア再生促進特別減税の概要

市街地再開発を含む一定規模以上の建替え等を行い、商業、業務等の事業用途に供する施設を設置した場合、当該施設にかかる固定資産税（家屋）及び都市計画税（家屋）を5年間減税するものです。

規 模	減税率
敷地面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上かつ 容積率 600%以上の建築物	90%
敷地面積 500 m <sup>2</sup> 以上かつ 容積率 300%以上の建築物	3分の2

### 2 改正の趣旨

「本条例」を平成 25 年に施行して以降、横須賀中央エリアでは、大滝町 2 丁目地区第一種市街地再開発事業（ザ・タワー横須賀中央）の実現を契機として、市街地再開発や建替えの機運が、複数の街区で高まっています。

加えて、追浜地域及び久里浜地域においても、プロスポーツ団体の拠点施設の整備や企業進出等と連動して、市街地再開発の具体的な動きが活発化しています。

これらの動きを後押しし、市内経済の更なる活性化につなげるため、「本条例」の適用期限延長及び対象地域拡充の条例改正を行うものです。

### 3 主な改正点

#### (1) 適用期限を延長します

[現 行] 令和 3 年 (2021 年) 12 月末日までのしゅん工

[改正後] 令和 10 年 (2028 年) 12 月末日までのしゅん工 に延長する

(説 明) 市街地再開発の早期実現を後押しするため、現在具体的な動きのある再開発事業が最も早期に完了する時期を想定し、適用期限を延長します。

#### (2) 対象地域に追浜駅周辺地区、京急久里浜駅周辺地区を加えます

[現 行] 「横須賀中央エリア」

対象地域 横須賀中央駅周辺地区

[改正後] 「市街地再開発等促進エリア」を新たに設定します

対象地域 横須賀中央駅周辺地区、追浜駅周辺地区、  
京急久里浜駅周辺地区

(説 明) 中央地域に加えて、市街地再開発の具体的な動きを後押しし、来訪者等の安全と安心を確保するとともに、商業、業務等の集積を促進することで、本市経済の活性化を進めるため、対象地域を拡充します。

#### 市街地再開発等促進エリアの定義

以下の①、②を満たす地区

- ① 「横須賀都市計画都市再開発の方針」\*<sup>1</sup>における「二項再開発促進地区」\*<sup>2</sup>
- ② 「商業系用途地域 (都市計画法上の商業地域、近隣商業地域)」

(説 明)

- ① 市街地再開発の早期実現を目指す地域の条件として、神奈川県が都市における市街地再開発の目標や土地利用の方針などを定めている「横須賀都市計画都市再開発の方針」において、早急に再開発を行うべき地区で、事業化の見通しがある区域として指定する「二項再開発促進地区」を対象とします。
- ② 商業、業務等の集積を行うべき地域として、都市計画法で商業その他の業務の利便を増進するための用途地域として定めている、商業系用途地域を対象とします。

#### \* 1 横須賀都市計画都市再開発の方針

(都市計画法第七条の二、都市再開発法第二条の三)

都市計画法と都市再開発法に基づき、都市の市街地再開発の目標や土地利用方針等を定めたもので、市の意見を元に神奈川県が決定し、おおむね5年おきに更新するものです。

都市計画法及び都市再開発法で以下のように規定されています。

- ・計画的な再開発が必要な市街地にかかる、再開発の目標、土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針等について定めるもの。関係市町村の意見を聴き、都道府県が定める。
- ・国及び地方公共団体は、都市再開発の方針に従い、指定した地区の再開発を促進するための事業の実施その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### \* 2 二項再開発促進地区（都市再開発法第二条の三第二項）

「横須賀都市計画都市再開発の方針」において、計画的に再開発が必要な市街地（1号市街地）のうち、早急に再開発を行うべき地区で、その事業化の見通しがある地区を、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区（二項再開発促進地区）として定めています。

## 4 施行日

令和2年（2020年）4月1日（予定）

# 提出方法

1 提出期間 令和元年(2019年)11月12日(火)から同年12月2日(月)まで

2 あて先 文化スポーツ観光部 商業振興課 中心市街地活性化担当

3 提出方法

(1) 書式は特に定めておりませんが、住所及び氏名を明記して下さい。

(2) 市外在住の方が提出する場合は、次の項目についても明記して下さい。

- ① 市内在勤の場合：勤務先名・所在地
- ② 市内在学の場合：学校名・所在地
- ③ 本市に納税義務のある場合：納税義務があることを証する事項
- ④ 本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合：利害関係があることを証する事項

(3) 次のいずれかの方法により提出してください。

- ① 直接持ち込み
  - ・文化スポーツ観光部 商業振興課（横須賀市役所3号館4階）
  - ・市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階）
  - ・各行政センター
- ② 郵送
  - 〒238-8550 横須賀市小川町11番地
  - 横須賀市文化スポーツ観光部 商業振興課 中心市街地活性化担当あて
- ③ ファクシミリ 046-821-0611
- ④ 電子メール [cud-ec@city.yokosuka.kanagawa.jp](mailto:cud-ec@city.yokosuka.kanagawa.jp)

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予めご了承ください。  
ご提出いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後  
すみやかに公表いたします。